

児童福祉法の一部を改正する法律案概要

第1 概要

1 児童虐待防止対策等の充実・強化

- (1) 児童相談に関する体制の充実 平成17年4月1日施行、 は平成18年4月1日施行
児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化すること。
地方公共団体に要保護児童に関する情報の交換等を行うための協議会を設置できることとするとともに、協議会参加者の守秘義務、支援内容を一元的に把握する機関の選定等、その運営に関し必要な規定を整備すること。
政令で定める市は児童相談所を設置できることとすること。
- (2) 児童福祉施設、里親等の見直し 平成16年10月1日施行、 は公布日施行
乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件を見直すこと。
受託児童の監護、教育及び懲戒に関する里親の権限を明確化すること。
児童福祉施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置付けること。
- (3) 要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し 平成17年4月1日施行
家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置について有期限化すること。
児童の保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みを導入すること。
児童相談所長の親権喪失請求権を18歳以上の未成年者まで拡大すること。

2 新たな小児慢性特定疾患対策の確立 平成16年10月1日施行

- (1) 事業の概要
慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養の必要な児童等に対する都道府県による医療の給付等の事業を実施すること。
- (2) 補助規定及び費用負担規定
本事業に要する費用について、国の補助規定を設けるとともに、患者等の負担能力に応じた費用の支払いを命ずることができることとすること。

3 その他

保育料収納事務の私人への委託を認めること。平成17年4月1日施行
児童売買等について国民国外犯の処罰を求める児童の権利条約選択議定書を締結するため、所要の規定を整備すること。 関連条約の発効日に施行

第2 スケジュール

事務次官等会議	2月9日(月)
閣議	2月10日(火)